

第二項 海軍教育本部時代

海軍教育本部創設ニ先テ明治三十一年十二月山本海軍大臣ハ海軍教育部教育要旨ヲ示シ各學校及練習所等ニ教育方針ヲ示シ之ガ歸嚮スル處ヲ知ラシメシガ(詳細ハ後記ス)尙海軍々事教育ノ一般の統一及其ノ進歩ヲ圖ル爲明治三十三年五月海軍省官制改正ト共ニ新ニ海軍教育本部ヲ設置シ海軍々事教育上ニ一新紀元ヲ畫セリ

今該條例ノ要點ヲ摘録セバ左ノ如シ

- 一、海軍教育本部ハ之ヲ東京ニ置き海軍々事教育ノ統一及其ノ進歩ヲ計ル所トス
- 二、海軍教育本部長ハ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ總理シ海軍大學校、海軍兵學校、海軍機關學校、海軍砲術練習所、海軍水雷術練習所及海軍機關術練習所ヲ管轄ス
- 三、海軍教育本部ノ所掌事務概ネ左ノ如シ(庶務ニ屬スルモノヲ除ケ)
 - (一) 將校、機關官、少尉候補生、機關少尉候補生、生徒、准士官、下士卒、ノ教育訓練ニ關スルコト
 - (二) 前號ノ教育ニ係ル操典、教範類ノ制定及改正ニ關スルコト
 - (三) 第一號ニ係ル教育資料及教育年報類ノ編纂ニ關スルコト
 - (四) 第一號ニ係ル外國軍事教育ノ調査ニ關スルコト
 - (五) 大學校、兵學校、砲術練習所、水雷術練習所、機關學校及機關術練習所ニ關スルコト
 - (六) 海軍各部教育ノ畫一ニ關スルコト

明治三十六年十一月從來艦政本部ヨリ艦營需品トシテ供給セシ教育圖書ヲ教育本部ノ所掌ニ移セシガ

爾後内部の小改變行ハレシ外概テ前制度ヲ繼承シ大正十二年四月教育本部廢止時ニ及ベリ
廢止時ニ於ケル同部ノ内容一般ハ左記ニ就キ觀ルベシ

海軍教育本部條例及處務規程内容摘要

一、海軍教育本部ハ之ヲ東京ニ置キ海軍全般ノ軍事教育ニ關スルコトヲ規畫シ其ノ統一進歩ヲ圖リ且ツ教育圖書ニ關スルコトヲ掌ル所トス

二、海軍教育本部ニ第一部、第二部及第三部ヲ置ク

三、教育本部長ハ教育訓練ニ關スル諸法規教範操典類ノ制定、改正又ハ訓令ヲ必要ト認メタルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スベシ

四、各部ノ所掌左ノ如シ

第一部

- (一) 教育本部各部ノ分擔所掌ニ係ル教育制度ノ審理及各部分擔事務ノ統一ニ關スルコト
- (二) 艦船部隊ノ教育訓練(第二、三部所掌ヲ除ク)ニ關スルコト
- (三) 將校及將校相當官以下ノ教育(第二、三部所掌ヲ除ク)ニ關スルコト
- (四) 大學校、兵學校、軍醫學校及經理學校ニ關スルコト
- (五) 海軍生徒採用ニ關スルコト
- (六) 海軍豫備員ノ教育(第二、三部所掌ヲ除ク)ニ關スルコト
- (七) 航海術運用術ノ教育ニ關スルコト
- (八) 實驗心理學應用實施ニ關スルコト
- (九) 海軍用語(第三部所掌ヲ除ク)ニ關スルコト

- (イ) 前諸號ノ教育及他部ノ所掌以外ニ係ル教範類ノ制定改正ニ關スルコト
- (ロ) 前諸號及他部ノ所掌以外ニ係ル教育資料及教育年報等ノ編纂ニ關スルコト
- (ハ) 前諸號及他部ノ所掌以外ニ係ル外國軍事教育及内國部外教育ノ調査ニ關スルコト
- (ニ) 海軍各部教育ノ統一ニ關スルコト

第二部

- (一) 砲術、水雷術、通信術ノ教育ニ關スルコト
- (二) 砲術學校、水雷學校ニ關スルコト
- (三) 航空術、潜航術ニ關スルコト
- (四) 前諸號ノ教育ニ係ル操式教範等ノ制定及改正ニ關スルコト
- (五) 前諸號ニ係ル教育資料及教育年報等ノ編纂ニ關スルコト
- (六) 前諸號ニ係ル外國軍事教育及内國部外教育ノ調査ニ關スルコト

第三部 (略)

第三項 海軍省教育局時代

大正十二年四月海軍教育本部ヲ廢シ海軍省ニ教育局ヲ設置セラル、教育局ノ内容要點次ノ如シ

一、海軍教育本部ヲ廢シ海軍省ニ教育局ヲ置ク

二、教育局ニ第一課第二課第三課ヲ置キ從來ノ教育本部ノ所掌事項(機關、醫務衛生、會計經理ニ關スル術科的教育ヲ除ク)ノ主要ナルモノ及實習ニ關スル事項ヲ掌ラシム